

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（原案）」に対する意見

2014年（平成26年）12月25日

日本弁護士連合会

- 1 標記基本方針（原案）においては、基本的指針を示す必要があることから、Ⅱ 2 (1)では、障害者の権利に関する条約（本条約）が禁止する「あらゆる差別」を包含する差別についての定義を設け、禁止される行為を明らかにすべきである。
また、「財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する」とあるが、「場所・時間帯などを区別若しくは制限する」と記載すべきである。
- 2 原案Ⅱ 2 (2)では、公平な利益衡量のため、例示されている相手方の権利利益だけでなく「差別が禁止されることによって確保される障害者の権利や利益」も考慮要素に掲げるべきである。また、「やむを得ない」として差別が正当化されるためには、合理的配慮を尽くすことを前提とした上で、不当な差別的取扱いとすることで相手方又は第三者の権利利益を侵害する結果となることが客観的かつ明白な場合に限ることを明記すべきである。
- 3 原案Ⅱ 3 (1)①では、「必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、不必要な限定を招きかねないため、「業務に必要とされる範囲で、提供されるべきであること」とすべきである。
また、「事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない」とする記述は、「過重な負担」となるかどうかという例外事由の中で判断すべきことであり、原案Ⅱ 3 (2)の考慮要素の一つとして、その箇所に移すべきである。
- 4 原案Ⅱ 3 (1)②では、一定の場合には「その都度の合理的配慮ではなく」とされているが、その都度の合理的配慮はしなくてもよいという誤解を生じうるので、「その都度の合理的配慮に加え」といった表現に変更すべきである。
- 5 原案Ⅱ 3 (1)③では、本条約が意思の表明があることを合理的配慮の要件とはしていないことに鑑み、意思の表明には「本人が合理的配慮を必要としていることが客観的に認識しうる場合」も含むという記載に変更すべきである。
- 6 原案Ⅴ 2では、差別解消法14条が「必要な体制の整備を図るものとする」と定めていることから、紛争解決に関する手順や窓口について触れることが必要であり、原案Ⅴ 2及び4では、NGO、弁護士、弁護士会等の相談・調停・仲裁機関との連携等を明確に記載すべきである。